

管理用紙（起案文書）

年 度	令和5年度	文書番号	教職人 第4518-2号
受 領 日		起 案 者	教職員人事課 教職員人事 / 教員力向上支援グループ 管理主事 栗本 要人 (電話番号 : 3507)
起 案 日	令和 6 年 3 月 25 日		
決 裁 日	令和 6 年 3 月 26 日		
施 行 日	令和 6 年 3 月 27 日		
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	S-05-00	校 合 者	小林 弘典
簿 冊 番 号	154-1	保存期間	3 年
簿 冊 名	情報公開請求・個人情報開示請求関係		
公 开 用 簿 冊 件 名	情報公開請求・個人情報開示請求関係		
保 存 満 了 日	令和 9 年 3 月 31 日		
文 書 題 名	行政文書公開請求に係る部分公開決定の取消しについて		
公 开 用 文 書 題 名	行政文書公開請求に係る部分公開決定の取消しについて		
決 裁 関 与 者	小林 真一 [教職員人事課] [課長] 坂下 秀一郎 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [参事]		
関 係 者	福井 章人 [教総務 / 広報・議事グループ] [主査] 五味 誠 [教職員企画 / 財務・免許グループ] [主査] 小川 裕子 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事] 小林 弘典 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事] 島田 一 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事]		

問い合わせ	教職員人第4518号により決定した非公開について、請求者あてに別添（案1）のとおり取消しを通知してよろしいか。あわせて、（案2）のとおり請求者あてに非公開決定通知書を送付してよろしいか。						
添付文書情報	<table><thead><tr><th data-bbox="165 1109 266 1163">添付文書名</th><th data-bbox="266 1109 1523 1163">種別</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="165 1163 952 1217">【添付文書1】R060327_非公開取消しについて（通知）.docx</td><td data-bbox="952 1163 1523 1217">電子</td></tr><tr><td data-bbox="165 1217 952 1271">【添付文書2】非公開決定通知書(第1134号).docx</td><td data-bbox="952 1217 1523 1271">電子</td></tr></tbody></table>	添付文書名	種別	【添付文書1】R060327_非公開取消しについて（通知）.docx	電子	【添付文書2】非公開決定通知書(第1134号).docx	電子
添付文書名	種別						
【添付文書1】R060327_非公開取消しについて（通知）.docx	電子						
【添付文書2】非公開決定通知書(第1134号).docx	電子						
施行先	請求者本人						
施行方法	郵送						
備考							

様式第4号（第3条関係）

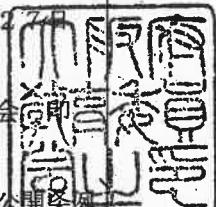
非公開決定通知書

教職人第4518-2号

令和6年3月2日

様

大阪府教育委員会



令和6年2月25日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例
第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府が被告となった裁判について、令和5年11月に判決が出たものにかかる判決文全て。なお、知事部局で同様に判決文を求める請求によって対象文書が部分公開された実績があることを確認したので、本件請求について（部分）公開されない場合は訴訟手続きに入る。
公開しないことと決定した行政文書の名称	令和5年11月22日判決言渡文書
公開しない理由	大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。 争訟中に関わる文書については、これらを公にすることにより、事務の目的が達成できなくなり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
担当室・課（所）等	教育庁教職員室教職員人事課教員力向上支援グループ (電話 06-6941-0351 内線：3450)
備考	

受付番号第1134号

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求することができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

教職人第 4518-2 号

令和 6 年 3 月 27 日

様

大阪府教育委員会



非公開決定の取り消しについて（通知）

令和 6 年 2 月 25 日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第 1135 号）について、大阪府情報公開条例第 13 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 11 日付け教職人 4518 号により非公開を決定しましたが、下記の理由によりその全部を取り消します。なお、同封の令和 6 年 3 月 27 日付け教職人第 4518-2 号により、再度決定をします。

記

1. 取り消す処分

令和 6 年 3 月 11 日付け教職人第 4518 号 非公開決定

2. 取り消す理由

大阪府知事あて行政文書公開請求（受付番号第 1135 号）に対し、知事部局が対応の要否の検討のために、同請求書を教育委員会に共有したところ、教育委員会が共有された行政文書公開請求書（受付番号第 1135 号）をもとに決定を行い、同決定通知書を作成してしまったため。

なお、非公開決定とした処分内容に変更はありませんので、ご留意ください。

連絡先：

担当 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課

教員力向上支援グループ

住所 〒540-8571

大阪市中央区大手前 2 丁目

電話 06-6941-0351 (内線 3450)

FAX 06-6944-6897

電子メール kyoshokuin-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

